

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

大規模災害発生時における写真・動画投稿システムの周知について（通達）

災害発生時の情報収集については、「災害発生直後の被害規模に関する情報の収集について（通達）」（令和3年4月21日付け一般（備二）第47号）に基づき、多角的な情報収集について各種取組を推進してきたところである。

この度、「大規模災害発生時における写真・動画投稿システムの運用について（通達）」（令和2年7月30日付け警察庁丁備二発第141号等）に基づき、大規模な災害が発生した際に、県民からの災害対応に資する写真、動画の投稿を受け付ける警察庁ウェブサイトの「災害情報投稿サイト」について、県民に対する周知に努め、災害発生時における効果的活用を図ることとしたので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 サイト名
警察庁「災害情報投稿サイト」（以下「投稿サイト」という。）
- 2 投稿サイトの目的
大規模災害発生時に、警備活動や交通規制等の各種警察活動を迅速・的確に実施するため、一般人からの災害対応に資する写真、動画を幅広く収集することを目的とする。
- 3 投稿サイトの開設基準及び期間
 - (1) 投稿サイトの開設基準等
通常投稿サイトは閉鎖しているが、
 - ア 東京都内において震度5強以上の地震の発生時
 - イ 東京都以外の道府県において震度6弱以上の地震の発生時
 - ウ 国民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる災害の発生時
（例：平成26年御嶽山の噴火や令和2年7月豪雨等の大規模災害）に開設し、写真、動画の投稿を受け付ける。
 - (2) 開設期間
災害の状況等を踏まえ、警察庁で決定する。
- 4 投稿すべき写真・動画
災害による道路の損壊や土砂崩れ、建物の倒壊等の被害状況等についての写真・動画
- 5 留意事項
 - (1) 被害申告や救助要請は受け付けていないことから、緊急時は110番通報するよう教示すること。
 - (2) 投稿時は携帯電話の位置情報を「ON」にして投稿するように教示すること。
 - (3) 投稿サイトの周知については、警備第二課作成の広報用チラシを活用し実施すること。

（担当）災害対策係 課長補佐